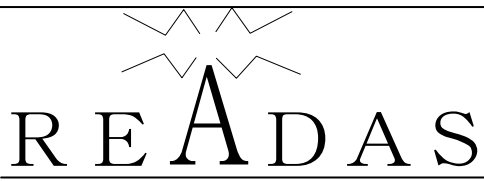


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5647 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 2月 9日 木曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

ワンストップ特例

Q：ふるさと納税を今年はしようと思っています。ワンストップ特例制度というものがあるようですが、どういうものなのですか？

A：確定申告が不要になる制度です。

【解説】

ふるさと納税のワンストップ特例制度とは、確定申告をする必要のない給与所得者等が以下の条件を満たす場合に、確定申告（または市区町村への住民税申告）をすることなしに、ふるさと納税による寄付金控除が受けられる特例制度をいいます。

- ① 確定申告（または市区町村への住民税申告）が必要ない給与所得者等であること。医療費控除等を受けるために確定申告する人は対象になりません。
- ② 1年間の寄付先団体が5団体以内であること。

この特例を利用するには、「寄付金税額控除に係る申告特例申請書」の提出が必要です。また、申請書には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要となり、個人番号と本人確認の書類添付が必要になります。

なお、この特例を申請した人が確定申告をした場合は、確定申告が優先されますが、この場合には、ふるさと納税に伴う寄付金控除を含めた申告手続きを行ってください。

